

地域連携ネットワークの強化に向けて

資料番号 5、資料番号 6 厚生労働省 の資料を踏まえ、

地域連携ネットワークを強化するためには、どのような課題を優先的に取り組んでいくべきか。具体的にどのような地域連携ネットワークが必要か、また、自由意見として、他自治体の取組みの紹介などについて、発表していただく。

第 7 回協議会事前調査票取りまとめ

(1) 「資料番号 6」で協議会に出された課題(意見)を整理している。

資料①～⑥の内容をご参照いただき今後協議会として取り組んでいくものとして、優先順位が高いもの(必要なもの)を下記より 3 つ挙げていただいた。

課題(意見)	優先順位の高いもの			小計
① 地域連携ネットワークを強化するために	4	3	1	<u>8</u>
② 権利擁護支援に関する周知・啓発について	6	4	1	<u>11</u>
③ 早期発見・早期支援につながる仕組み	3	2	1	6
④ 他団体等との連携・協力	0	2	5	7
⑤ 制度利用の必要性や後見人等の受任調整等	1	2	2	5
⑥ 金銭管理等の新たな仕組みの検討	1	2	5	<u>8</u>

(2) 課題に対応するために、具体的にどのような地域連携ネットワークが必要か。

※厚生労働省：身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

① 地域連携ネットワークを強化するために

○今、既に動いている介護保険の高齢者支援ネットワーク、障害者自立支援協議会に基づく障害者支援ネットワーク、被虐待児の要保護児童対策支援協議会のような、既存のネットワークを活用し、支援事例を関係者間で共有し、個別に構築されたネットワークを重ねていくことが重要だと考える。国の第二期計画の「手のひらの図」にある「地域連携ネットワーク」や、社会福祉法の改正で注目された「重層的支援体制整備事業」の具体化などが求められる。

【学識経験者】

○権利擁護支援施策を総合的に充実させていくには、地域福祉の推進と密接な関係がある。地域住民が市民後見人として活動したり、対象者の意思や選考や価値観を知り得たり、地域の代弁者となるなど、我が事としてとらえることができる方を増やしていくことが地域の醸成になるのではないか。そこに公的な機関、支援として関わる機関が丁寧な説明や意思を決定しやすい環境づくりに寄与し、意思決定支援の理念の地域への浸透を図っていききたいと思う。

【基幹相談支援センター】

② 権利擁護支援に関する周知・啓発について

○まだまだ制度の周知が足りないので、現在の方法以外での強力な周知方法が必要かと思う。

【民生委員】

○中核機関が主催者となり、専門職による各団体向け(単独又は合同)のセミナーを定期的に行うことが良いと思う。区民向けには、現在実施されているセミナー・相談会を継続して頂きたいと思う。先日行われた「小学生向け認知症講座」(地域包括支援センター)のように、小中高生に権利擁護支援の一端を知ってもらい、それを身近なものとして感じてもらうというのは、今後重要になって来ると思う。**【税理士会】**

○若い世代に向けた情報発信・子育て世代に対するアプローチが必要である。包括では小学生に向けた認知症セミナーや認知症サポーター養成講座など開催している。親子参加が出来るイベントも開催するので、その機会を利用して大田区が目指す方向性を伝えていく。

【地域包括支援センター】

③ 早期発見・早期支援につながる仕組み

○まずは、身寄りが無い高齢者を発見することが重要である。この問題は資金面も含めて生活上の把握が重要であり、この情報等を把握しているのは行政以外に無い。行政は、この情報をもとに必要な各関係機関と連携を取ることが重要であると考え。**【自治会連合会】**

○見守り推進事業者と連携して相談を吸い上げる仕組みを作る、対応方法(権利擁護支援の対応方法ではなく、認知症などへの対応方法)を知ってもらう。地域(自治町会や民生委員、シニア会などなど)の見守り体制作りを通したアウトリーチ(気になる人いませんか?的な)**【地域包括支援センター】**

○関連する機関や専門家のハブ(中心)となってワンストップで相談受付と調整を行うサービスを設置するケースマネジメントと各機関のコーディネートを行う専門スタッフを配置し、早期相談・支援の視点からケースを蓄積し分析を行うそのフィードバックを踏まえてネットワークの強化や好事例の共有を重ねていく**【医療機関 東邦大学】**

④ 他団体等との連携・協力

- 鉄道・バス会社、商業施設、商店街などとの連携、特に、現場で働いている人への広報、現場で働いている人からの情報共有の仕組みづくり、現場で働いている人との情報交換・意見交換【三弁護士会】
- 参考資料の「持続可能な権利擁護支援モデル事情」の実施や、任意後見受任者や市民後見人等の受け皿の充実【司法書士会】
- 本協議会へのオブザーバー参加については、家裁は当然ながら、他業種も必要かと思う。オブザーバーからの意見や質問を受け付けることにより、協議会がより一層充実するのではないかと思う。【税理士会】
- 弁護士の方との連携しながら任意後見制度の仕組みを普及していく。【金融機関】

⑤ 制度利用の必要性や後見人等の受任調整等

- 地域連携ネットワークを強化するために大田区と連携し、区内の方が精神科病院へ長期入院になっているか確認する。必ずしも精神科病院へ入院している必要のない社会的入院となっている場合は、医療機関、本人、家族、相談支援事業所（指定一般事業所：地域移行支援事業）等へ働きかけ、成年後見制度利用の適否について検討する。成年後見制度利用の必要性がある場合は申立て支援へつなげ、地域移行を目指す。【東京精神保健福祉士協会】
- 制度利用の必要性や後見人等の受任調整等様々な領域における各種支援会議において、権利擁護支援と共に成年後見制度利用の適否を検討できるように周知し、簡易な検討ツールの普及を図る。受任調整においては、後見人等の職種の選定にとどまらず、本人の障害特性や置かれている環境の理解を前提に本人と後見人等候補者との顔合わせを行い、具体的な人選を念頭にマッチングの機会を常態化する。【東京精神保健福祉士協会】
- 現在、権利擁護支援検討会議で制度利用の必要性については慎重かつ深い視点から検討ができていていると感じるが、後見制度の利用が必要と判断されたあとの受任調整だけではなく、支援チームへの支援について検討できる場がないと思う。多くの事案があると思うので、受任者を推薦する団体を含めて短時間で確認できるような仕組み（豊田市の例を参考にするなどして）の構築を希望する。【社会福祉士会】
- 後見人候補者が豊富に確保できるよう、社会福祉協議会、自治体等が情報共有することが必要である。
【公証役場】

⑥ 金銭管理等の新たな仕組みの検討

- 地域福祉権利擁護事業の役割の整理や待機者の状況把握を行いながら、金融機関とも具体的な対応方法について、集中的な協議を行う。モデル事業として、緊急時の金銭管理については、成年後見制度の利用が終了した方の日常的な金銭管理の仕組みを構築することを強く希望する。【東京精神保健福祉士協会】
- 持続可能な権利擁護支援モデル事業について賛成である。まずは実践してみたいと思う。申立人は本人以外に家族、関係者（地域包括支援センター、サービス提供事業者）まで及ぶのか。また、事務手続きの簡素化は是非お願いしたい。【介護保険サービス団体連絡会】
- 先日、80代で独居、難聴、下肢筋力低下、心不全、尿便失禁にて本人同意のもと救急要請したが、本人は救急車によることを拒否した例があった。当例は、本人が配偶者に対する日常的な暴力があり、配偶者を施設に保護した経緯がある。血縁者も本人とのかかわりを拒否。この例の場合は、直前に入院していた病院に受け入れてもらったが、先方の病院に出向いて説明する必要があった。今回の議論を通じ、厚労省の方向性、概観は理解しているが、前述のような症例において、迅速性、中立性、透明性、公平性の担保が重要となると思う。現場を預かる医師としては、ACPがままならない状況の場合でも、モノサシになるような大田区なりのシステム、新しい形の組織作り（特に金銭管理を担保するもの）が早い時期に立ち上がってくれればと願っている。医療的な判断が困難な症例についても、何かしらよすがになるような組織作りも必要だと思う。【医療機関 医師会】

(3) 成年後見制度等権利擁護支援に関すること、共有しておきたい事柄、他自治体の事例などについて

★【国の動向】

- 5月に国は「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を公表した。大きな前進ではあるがまだまだ課題は多く、日本社会福祉士会はパブリックコメントを発出している。任意後見との関係や法定後見を利用している対象者に対してまで、こういった事業者との契約を条件とする施設が大田区内にも存在している。また、名前だけでもよいから身元保証人を立てるようなという要求に対して必要性を十分理解しないままに、その要求に応じてしまう状況もある。世田谷区ではこういった状況に対して区の方針を示しているが、大田区においても、施設等のサービス提供事業者への広報・周知とともに、後見の担い手（専門職、市民、法人）においても十分な理解を促す取り組みをお願いしたい。【社会福祉士会】

★【他自治体の事例等】

- 他の自治体における本事業の活用事例および広報事例等が解れば教えてほしい。【自治会連合会】

○金銭管理等の新たな仕組みの検討において、他自治体の事例は、当該自治体の様々な条件を前提としているため、大田区の特徴や傾向、社会資源の状況などを前提に独自の調査・検討を行う方が現実的な構想になるのではないかと考えます。【東京精神保健福祉士協会】

★【個人情報】

○関係機関の専門職が情報共有するにあたり、個人情報保護との関係をどう整理するかが必要になってくる。むしろ、必要な情報であるにもかかわらず、「個人情報なので出せません」と拒否されてしまうことが問題である。専門職なので、参加者のプライバシー保護を徹底しつつ、必要な情報は共有して支援のあり方を検討する、という姿勢が重要だと思う。

【学識経験者】

★【相談窓口や専門職】

○支援に繋がるまでは様々な道のりがあることを関係機関には理解してもらいたい。包括へ相談すれば、すぐに何か支援に繋がるわけではなく、まずは本人や家族との関係性構築が必要である。アウトリーチや情報発信するということは、積極的に相談を受けることが出来る相談窓口・専門職の数や規模が必要と考える。【地域包括支援センター】

★【福祉人材不足】

○訪問介護職員は、介護職の中で一番人材不足である。有効求人倍率は、介護施設の介護職員が約4倍に対して、訪問介護職員は約16倍である。さらに高齢化が著しく訪問介護職員の12.2%は70歳以上で、訪問介護に負担がかかるような仕組みになるとそのこと自体（新規事業）が機能しなくなる。【介護保険サービス団体連絡会】

★【地域福祉権利事業】

○大田区における日常生活自立支援事業の利用状況、他制度との役割分担、待機者がいるのか、成年後見制度へ移行することがあれば、その時の課題があるか、市民後見人の活動状況について教えていただきたい。【基幹相談支援センター】

★【家族信託】

○将来の認知症対策として家族信託の利用が増えている。【金融機関】